

質問

日本勸業銀行・日本興業銀行・農工銀行について
三行の違いについて、次の質問に答えてください。

〔回答者〕金城 亜紀

一 三行の違いがわかりにくいのはなぜですか？

日本勸業銀行（勸銀）、日本興業銀行（興銀）、農工銀行（農銀）の三行が「特殊銀行」であったことが大きな要因です。一般の銀行と異なり、特殊銀行は特別法によって特定の分野に資金を供給することを目的に設立され、国の政策が大きく経営に影響を与える銀行でした。特殊銀行には、本問で扱う三行以外にも、横浜正金銀行、日本銀行、朝鮮銀行、台湾銀行がありました。

特殊銀行は、利益を計上するのみならず、業務が政治的にも支持され、実際に特定の産業や社会集団の発展に寄与することが求められました。政策は社会経済情勢により大きく変化しますが、特殊銀行には他の銀行にはない特権がある反面、その業務には厳重な制限があり、社会経済情勢や政策の変化に応じて

臨機応変な対応を主体的に行うことは困難でした。世論も一枚岩ではなく、財閥系の銀行を中心に特殊銀行不要論も根強く存在しました。

このように特殊銀行は構造的に多くの課題を内包し、歩んだ道のりも決して平坦ではありませんでした。したがって、勸銀、興銀、農銀の違いを正しく理解するためには、①成立した経緯と設立趣旨、②社会情勢と政策の変化、③各行の対応と結果を丁寧に紐解く必要があります。

二 誰が勸銀、興銀、農銀の設立を構想したのですか？

明治時代の財政・金融を主導した松方正義です。松方は、一八九〇（明治二十三）年に「日本興業銀行、動産銀行及農業銀行設立趣旨ノ総説明」で、国の重要な政策を実現する手段として、特定の分野に資金を円滑・安定的に供給するために特別法に基づいて（１）農工業の発展を支援する日本興業銀行（一八九七年に日本勸業銀行として設立）、（２）株式会社による新しい工業の発展を支援する動産銀行（一九〇二年に日本興業銀行として設立）、（３）小農への資金供給を目的とする農業銀行（一八九八～一九〇〇年に農工銀行として設立）、を三本柱とする特殊銀行の設立を提唱しました。三行の名称が構想段階と設立後で異なるのは、特殊銀行としての意義と業務内容をめぐる

政治的な駆け引きと妥協があったことを物語ります。

三 明治時代には特殊銀行以外に

どのような銀行がどれくらいあったのですか？

現在、日本には「銀行」と名のつく金融機関は全国で一四一行あることと比較すると、明治時代には銀行が乱立していたといっても過言ではありません。一八九〇（明治二十三年）年に公布された普通銀行条例により、特殊銀行以外の銀行は普通銀行と貯蓄銀行に分類されましたが、一九〇〇（明治三十一年）年末に各々一八五四、四三五行も存在していました。

四 既に多くの普通銀行が存在する中、勸銀、興銀、農銀の

三行が設立された理由は何ですか？

明治中期の普通銀行では充分に対応できない重大な問題が発生し、国の政策として対処しなければならないという政治判断があったためです。その背景には、イギリスを範とする銀行分業体制の考え方がありました。すなわち、普通銀行を手形の割引などの信用供与期間の短い商業銀行業務に担当してもらい、設備や不動産などへの投資に用いる長期の産業資金は特殊銀行に任せるという構想です。また、松方デフレにより農家の負債が増加し社会不安となったため、その対応策として農銀の設立

が構想されました。このように、三行は日々の資金を決済することよりも、特定の分野に資金を仲介することに重点が置かれました。

五 日本勸業銀行の特色は何ですか？

日本勸業銀行は、「農業工業ノ改良発達ノ為資本ヲ貸付スルヲ以て目的トスル」（日本勸業銀行法第一条）とし、農業と家内工業を地盤とした日本の産業を改組して近代産業の勃興を促すことを目的に設立されました。預金に加え、払込資本金の一〇倍を限度に償還期限が長期な債券を発行することによって資金を調達し、不動産を担保とすることを条件に、最長五〇年までを返済期限とする長期低利融資を提供することが認められました。

しかし、その後、日本の産業構造に占める農業の重要性と成長性が低下し、地主を中心とする農地所有者の長期資金への需要が減退した結果、勸銀の農業融資は漸減しました。そこで、政府は勸銀の融資分野を農工業に限定する縛りを一九一（明治四十四）年に解き、市街地における宅地建物抵当融資を認めました。市街地不動産貸付は著しく伸長し、一九一七（大正六）年には三〇〇〇万円にすぎなかった同融資は一九三七（昭和十二）年には六億三八〇〇万円に達し、総貸付残高の約四二

%を占めるようになりました。勧銀は、設立わずか一四年で農工業の改良発達という融資目的が根拠法から削除され、不動産担保融資に専念する「不動産抵当銀行」に変化したのです。

その後も勧銀の歴史は紆余曲折を経ます。人口の都市部への集中に伴う土地購入と住宅建設が一段落すると、不動産を担保とする事業融資が急速に増加し、一九四六（昭和二十一年）年頃には諸貸付の三八%を占めるようになります。その過程で産業金融を担うことを期待された日本興業銀行との業務の重複が問題となり、合併論も台頭しました。しかし、勧銀は主として多額の設備投資資金を必要とする都市部の大企業ではなく、一件あたりの融資金額の小さい中小商工事業者を中心に事業金融を展開することにより興銀との棲み分けをはかり、独立を維持しました。

六 日本興業銀行の特色は何ですか？

それは、株式を中心とする有価証券担保金融の専門機関として長期の産業資金を安定的に供給するために、主として債券発行によって資金を調達する特殊銀行であることです。設立の背景として、商業銀行であるべき普通銀行が株式担保による貸出を行うことに対する政府の懸念がありました。さらに、工業・電力業・運輸業の発展に伴い、大口でしかも長期的な資金に対

する需要が大きくなりました。また、産業資金の供与を円滑に行うために、外資導入の受け皿、さらには当時アメリカで発展していた信託業務の日本への輸入移植の役割も期待されました。

法的な整備も行われました。開業三年後の一九〇五（明治三十八）年には、「担保附社債信託法」「鉄道抵当法」「鉱業抵当法」「外国二於ケル銀行業務ニ関スル法律」が公布され、（一）鉄道を中心とした諸産業への長期信用供与、（二）中国・朝鮮への投資の二方面への発展の可能性が付与されました。しかし、興銀をとりまく環境は厳しく、一九〇六（明治三十九）年には鉄道が国有化されることにより融資対象先でなくなり、有価証券担保貸出も普通銀行や日本銀行の競争にさらされ、伸び悩みました。一九一一（明治四十四）年の「興銀法」で特殊銀行としての独自性は大きく後退しました。

第一次大戦後の金融恐慌を経て一九二七（昭和二）年に制定された銀行法により、普通銀行の多くは淘汰されると同時に銀行の集中が進み、第一、三井、三菱、住友、安田の五大銀行は、重工業の発展に必要な長期融資を提供する実力を有するようになりました。一九三一（昭和六）年にはこれら五行で、全国普通銀行の預金総額の約四割、貸出総額の約三割を占めるようになります。

興銀が脚光を浴びるのは、一九三七（昭和十二）年の日中戦

争勃発を契機に日本が国策として戦時経済体制に移行してからです。興銀は、同年に制定された臨時資金調整法に基づく戦時金融統制の要として重化学工業の基盤の生産拡大、そのための産業構造の再編を推進するための戦略的金融機関として重要な役割を果たしました。一九三八（昭和十三）年からは国家総動員法に基づき大蔵大臣は必要に応じて興銀に対し「営利的な金融の限度を超えても貸出を強制的に命令」することが認められ、興銀が損失をうけた場合は「損失ヲ保証ス」とされました。産業の発展のために長期の資金を安定的に供給するという興銀の設立目的は、皮肉にも国家主導による軍需産業への融資を通じた戦争という異常事態で結実したのです。

七 農工銀行の特色は何ですか？

農銀と勸銀は設立以来、密接な関係にあり、その貸付は農業工業の改良発達に限定されていきました（農工銀行法第一条）。勸銀が全国的な機関であるのに対し、同法第二条は「同行は一府県をもて一営業区域となし」と規定し、農銀は地方的性格をもつべきものとされました。さらに、勸銀に農工債券を引受けてもらふことにより資金の一部を調達したため、農銀と勸銀両行は「輔車唇齒」の関係にあるとされました。一九〇〇（明治三十三）年には農銀が勸銀の貸付を代理し、かつその支払保証

を行う「代理貸付制度」が誕生しました。

しかし、勸銀・農銀が重複する分野で独立していることを前提とする同制度は長く続かず、一九一六（大正五）年以降に両行の間で激烈な競争がはじまり、その関係は一転して「犬猿の間」とまでいわれるようになりました。一九二一（大正十）年には高橋是清蔵相により勸農合併法案が議会に提出された後、政府の強制的な政策によって促進され、一九二二（大正十一）年から一九四四（昭和十九）年まで個々に四回にわたる合併を経て勸銀が農銀を吸収しました。合併された各府県の農銀は勸銀の支店となり、農工銀行の歴史は幕を閉じました。

八 勸銀と興銀はその後どうなりましたか？

特殊銀行という制度は第二次大戦後に終焉します。勸銀は、一九五〇（昭和二十五）年に普通銀行に転換後一九七一（昭和四十六）年に第一銀行と合併し、第一勸業銀行となりました。興銀は、一九五〇（昭和二十五）年に普通銀行に転換後一九五二（昭和二十七年）年に長期信用銀行に再転換しました。両行は富士銀行（旧安田銀行）とともに二〇〇二（平成十四）年にみずほフィナンシャルグループとして統合され、二〇一三（平成二十五）年より現在のみずほ銀行となりました。

（さんじょう・あき／学習院女子大学教授）